

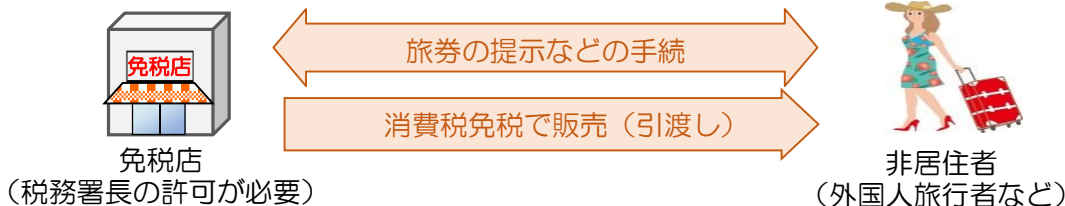
輸出物品販売場制度のポイント

平成30年4月
国税庁

1 輸出物品販売場（消費税の免税店）制度の概要

輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。許可を受けるためには、現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限り。）がないこと等の一定の要件を満たしている必要があります。



2 免税販売の対象となる方（非居住者）

輸出物品販売場における免税販売は、外国人旅行者などの「非居住者」に対するものに限られます。



「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有しない方をいいます。このため、外国籍を有する方であっても、次のような方は非居住者に該当しません。

- ① 日本国内にある事務所に勤務している方
- ② 日本に入国後6か月以上経過した方

3 免税対象となる物品（免税対象物品）の範囲等

輸出物品販売場で販売される全ての物品が免税販売の対象となるわけではありません。非居住者が輸出するために購入する物品のうち、通常生活の用に供する物品※のみが免税販売の対象となります。

なお、通常生活の用に供する物品であっても、免税販売の対象となるのは、一般物品又は消耗品ごとに、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額が、それぞれ次の基準を満たすものです。

免税対象物品の区分	販売価額（税抜）の合計額
一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》） 	5千円以上
消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品） 	5千円以上 50万円以下

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売の対象になりません（非居住者が国外に所在する事業者の代理として、このような物品を購入する場合も同様です。）。また、金又は白金の地金は免税対象物品から除かれています。

平成30年度税制改正

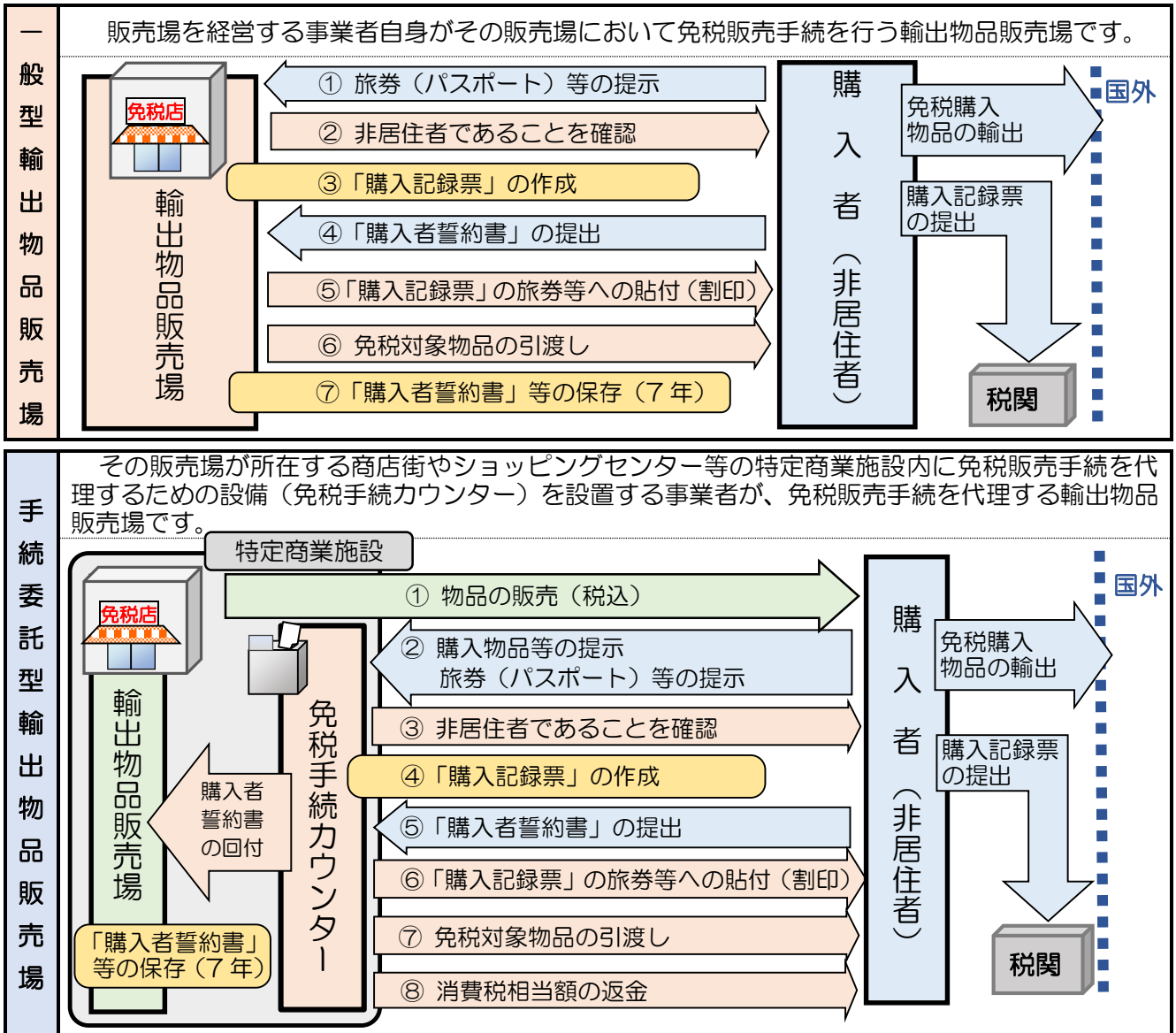
一般物品と消耗品の販売価額が5千円未満であったとしても、合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税販売することができるとされました。この場合、その一般物品は消耗品として取り扱うこととなります。

※ この改正は、平成30年7月1日以後行う免税販売から適用されます。



4 免税販売手続の流れ

輸出品物販売場には一般型と手続委託型の2種類があります。免税販売に当たっては、それぞれの区分に応じて次の手続を行う必要があります。



5 「購入者誓約書」の保存義務等

- ① 事業者が購入者誓約書や旅券等の写し^(注)を7年間保存しない場合は消費税が免除されません。
- ② 事業者は消耗品については指定された方法により包装する必要があります。
- ③ 購入者（非居住者）は免税購入した物品を国内で消費したり他の者へ譲渡することはできず、出国の際に携帯していなかった場合は、消費税が徴収されます。
- ④ 購入者（非居住者）は出国時に税関に購入記録票を提出する必要があります。

（注） 同一の非居住者に対する同一の輸出品物販売場における一般物品の1日の販売価額（税抜）の合計額が100万円を超える場合には、その非居住者の旅券等の写しの保存が必要です。

《観光庁ホームページの消費税免税店サイト》

観光庁では、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークの運用を行っています。本シンボルマークを使用している免税店は、免税店情報発信サイトに店舗情報が掲載され、外国人旅行者からの識別性の向上を図り、外国人旅行者の利便性を高めます。

なお、シンボルマークの申請・使用に当たっては、観光庁ホームページに紹介しています。

URL <http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>

